

平成26年6月17日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤 達也 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
監事 疋田 英一郎

監事 大塚 美智子

監事意見書

独立行政法人通則法第19条第4項の規定等に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の平成25事業年度に係る会計及び業務の運営状況について監査を実施した。

同法第38条第2項の規定に基づく監事の意見は、次のとおりである。

1 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議への出席及び重要な文書の回付を受けるほか、機構の関係者から、業務に関する資料の提出を求め、説明を聴取するなどして、業務の運営状況の調査を実施するとともに、財務諸表、決算報告書及び事業報告書について検討を行った。

また、監査を実施した会計監査人「アーク監査法人」から、その結果の報告と説明を聴取した。

2 監査の結果

(1) 平成25事業年度の法人単位と各勘定別の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及びこれらの附属明細書については、関係法令、業務方法書及びその他の諸規程等に従い、適正に処理されていると認める。

また、平成25事業年度の法人単位と各勘定別の決算報告書は、関係法令等に従い、適正に処理されていると認める。

(2) 平成25事業年度事業報告書は、関係法令等に従い、機構の会計処理の状況、業務の運営状況を正しく示していると認める。

(3) 会計監査人「アーク監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

以上